

# 歳費法等改正案

## <立法の背景>

調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）について、「日割支給」は導入されたものの、法改正は十分ではない。

→ 次のような方向性で法改正を行う必要がある。

- 1 調査研究広報滞在費の収支報告書の提出及び公開
- 2 調査研究広報滞在費の残余の額の返還
- 3 旧文書通信交通滞在費の国庫返納（自主返納）

※ 対象者は以下のとおり。

- ① 令和3年10月31日の解散総選挙で当選した衆議院議員
- ② 令和3年10月に補選や繰上補充で参議院議員となった者
- ③ 令和3年11月から「日割支給」導入までに議員となった者又は議員でなくなった者

## 現 行

## 改 正 法

### 調査研究広報滞在費

用途の報告・公開を義務付ける規定がない。



- ・ 収支報告書の議長への提出を義務付け（領収書の写しも添付）
- ・ 収支報告書の公開を義務付け

未使用分の返還を義務付ける規定がない。



未使用分の返還を義務付け

### 旧・文通費

公選法上、自主返納が禁止されている。



公選法を適用せず、自主返納することができることとする。